別記様式第１５

確認審査契約書（製造業、防炎処理業、輸入販売業）

　公益財団法人日本防炎協会(以下「甲」という。)と

 （以下「乙」という。）とは、乙が甲に対し防炎性能確認の申請（以下「乙の申請」という。）を行うに当たり、次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

1. 乙は、防炎対象物品等の防炎性能確認審査（以下「確認審査」という。）を甲に申請し、甲は、これを受けるものとする。

　（確認審査の実施方法）

第2条　甲が行う防炎性能に関する試験・審査は、乙から提出された試験試料について、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の３第3項に定める数値及び第４項から第７項までに定める「防炎性能の測定に関する技術上の基準」により行うものとする。

２　甲が行う品質管理に関する検査・審査は、「防炎性能確認業務規程」第７条第６項及び「防炎物品品質管理基準」に基づいて、乙の申請に係る添付書類及びその工場、事業場（防炎性能に影響する処理等を行う下請業者の工場等を含む。）の現地検査により行うものとする。

３　乙は、甲が行う確認審査に協力するものとする。

　（確認審査の実施時期）

第３条　甲は、乙の申請を受理した場合には、可及的速やかに確認審査を実施する。ただし、前条第２項に基づき現地検査を行なう場合には、甲、乙協議のうえ、その日程を調整するものとする。

　（手数料の支払等）

第４条　乙は、確認審査に係る手数料を申請時に甲に支払うものとする。

２　甲は、一旦、受領した手数料を返金しないものとする。ただし、乙が甲の確認審査の実施以前に申請を取消した場合、又は専ら甲の事由により確認業務が遂行できない場合は、この限りではない。

　（確認審査結果の通知）

第５条　甲は、第２条の審査の結果を「防炎性能確認審査結果通知書」（以下「結果通知書」という。）により乙に通知するものとする。

　　　（変更等の届出等）

第６条　乙は、甲の確認審査の実施以降に、乙の申請に係る申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、「防炎性能確認業務規程」第9条の規定により甲に変更審査申請又は変更届出をするものとする。また、廃業するときも届出るものとする。甲は、当該審査申請又は届出を受けたときは、適切に対応し、処理するものとする。

　　　（品質管理に関する義務）

第７条　乙は、第5条の結果通知書により基準に適合することの確認を受け、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の３第2項の表示をする防炎物品を製造、防炎処理、輸入販売又は裁断・施工・縫製するときは、適正な品質管理に努めるものとする。

２　乙は、第5条の結果通知書により基準に適合することの確認を受けた後で甲が行う品質管理に関する調査に協力し、また甲が乙の品質管理に関する問題を把握したときは、その対策のために甲が行う指示に従うものとする。

　　　（解約）

第8条　甲は、乙の申請書、添付書類、試験試料等に瑕疵があること、若しくは乙が防炎表示を付する者の登録の基準に適合しないことが判明したとき、又は第４条第1項の支払がなされないときは、この契約を解約することができるものとする。

　　　（秘密保持）

第9条　甲は、乙に行う確認業務上で知り得た乙に関する情報についての秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

　　　（定めのない事項）

第10条　本契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

　　　この契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の

　　上、それぞれその１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　東京都中央区日本橋室町４－１－５　共同ビル

　　　　　　　　　　　　公益財団法人日本防炎協会

　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印